

受動喫煙の防止等に関する条例(兵庫県)

施行 時期	条例の対象となる施設の区分	規制内容 (必要な対応)		
		改正前	改正後	
2019. 7.1	保育所、幼稚園、小・中・高校など	敷地内・建物内のすべてを禁煙	敷地内・建物内のすべてを禁煙 ※敷地の周囲も喫煙を制限	
	① 病院、診療所、助産所 	建物内のすべてを禁煙		
	児童福祉施設、母子・父子福祉施設など			
	②	大学、専修学校、各種学校、薬局など	建物内の公共的空間を禁煙	敷地内・建物内のすべてを禁煙 ※屋外喫煙場所設置は可能
		あん摩マッサージ指圧師、柔道整復師等の施術所		
		介護老人保健施設、介護医療院、難病相談支援センター		
官公庁施設	建物内のすべてを禁煙/ 建物内の公共的空間を禁煙			
2020. 4.1	③ 物品販売業、金融機関、宿泊施設、理容所・美容所、図書館、映画館、社会福祉施設など、多数の利用が見込まれる施設 	建物内の公共的空間を ・禁煙 ・厳格な分煙 など	建物内のすべてを禁煙 ※喫煙室設置は可能	
	④ 飲食店  	建物内の公共的空間を ・禁煙 ・厳格な分煙 など ただし、客室面積が100m ² 以下の店舗は時間分煙や喫煙の選択も可能	建物内のすべてを禁煙 ※喫煙室設置は可能 ただし、既存小規模飲食店 ^(注) は喫煙店舗とすることが可能	
	⑤ 観覧場、運動施設、動物園、植物園、遊園地、都市公園など 	建物内の公共的空間を ・禁煙 ・厳格な分煙 など	建物内のすべてを禁煙 ※喫煙室設置は可能 敷地(建物外)のすべてを禁煙 ※屋外喫煙場所は設置可能	
	⑥ 公共交通機関の乗降、待合などの施設	建物内(屋外プラットフォーム含む)の公共的空間を ・禁煙 ・厳格な分煙 など	建物内(屋外プラットフォーム含む)の禁煙 ※喫煙室設置は可能	
	⑦ 旅客の運送の用に供する列車・船舶	公共的空間を 禁煙、厳格な分煙 など	当該施設の区域内禁煙 ※喫煙室設置は可能	
	⑧ 旅客の運送の用に供する自動車等、航空機	公共的空間を 禁煙、厳格な分煙 など (貸切バス・タクシー除く)	当該施設の区域内禁煙	
	⑨ 事務所	(対象外)	建物内のすべてを禁煙 ※喫煙室設置は可能	
	⑩ マージャン店、パチンコ店等風営法に準拠する施設	(対象外)	建物内のすべてを禁煙 ※喫煙室設置は可能	

(注) 「既存小規模飲食店」とは、次のすべてを満たす飲食店をいいます。

① 条例施行時、現に存する飲食店である。 ② 客室面積が 100m²以下である。

③ 個人又は中小企業が営んでいる。④ 喫煙区域に 20 歳未満の者と妊婦を立ち入らせないことを表示している。